号

農林水産省告示第

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法の一部を改正する法律 (令和二年法律第三十三号

の施行に伴い、 漁業協同 組合等がその経営の健全性を判断するための基準 (平成十八年金 融 庁告示第

令和四年十一月一日から適用する。

令和四年十月

日

三号)

の <u>ー</u>

部を次のように改正し、

金融庁長官 中島 淳

農林水産大臣 野村 哲郎

次の表により、 改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の

傍線を付した部分のように改める。

(原 資産の 信用リスク・アセット) 改 正 後 原資産の信 用リスク・ アセット 改 正 前

第二百二十三条 である場合であって、 組合は、 次に掲げる条件のいずれかを満たさないと 資産譲渡型証券化取引のオリジネーター

する。 きは、 原資産に係る信用リスク・アセットの額を算出するものと

有しているものとみなす。 おいて、次のイ又は口の要件を満たすときは、 おいて同じ。)による意見書を具備していること。この場合に 第三号並びに第二百四十三条の二第三項第九号及び第十五号に 第六十六号)第二条第三号に規定する外国弁護士をいう。次項 和二十四年法律第二百五号)の規定による弁護士又は外国弁護 配権が及ばないように、原資産が法的に組合から隔離されてお 合の倒産手続等においても当該組合又は当該組合の債権者の支 士による法律事務の取 当該組合が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、 かつ、 かかる状態について適切な弁護士等 扱い等に関する法律 (昭和六十一年法律 有効な支配権を (弁護士法 昭 組

イ・ロ 略

三~五 略

六 当該クリーンアップ・コールが次のイからハまでに掲げる条 当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合は

> 第 二百二十三条 同上

同上

り、 を有しているものとみなす。 において、 において同じ。)による意見書を具備していること。 項第三号並びに第二百四十三条の二第三項第九号及び第十五 法律第六十六号)第二条第二号に定める外国弁護士をいう。 和二十四年法律第二百五号) 配 合 士による法律事務 当該組合が原資産に対して有効な支配権を有しておらず、 権が及ばないように、 の倒産手続等においても当該組合又は当該組合の債権者の かつ、 次のイ又は口の要件を満たすときは、 かかる状態について適切な弁護士等 の取扱いに関する特別措置法 原資産が法的に組合から隔離されてお の規定による弁護士及び外国弁護 (弁護士法 (昭和六十一 有効な支配 昭昭 年 次 組 뭉 支

イ・ロ 同上

三~五 同上

当該証券化取引にクリーンアップ・コールが含まれる場合 当 該クリーンアップ・コ ールが次のイからハまでに掲げる条

件のすべてを満たすものであること。
[イ〜ハ 同上]
[七~九 同上]
同上]
「 2 「 5 七 「 件 4 5 イ の